

副 本

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号損害賠償請求事件

令和6年5月28日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

原告 高 野 邦 夫

被告 国

被告 福永 孝

証 拠 説 明 書 (4)

第1. 甲号証写し各1通

甲 号 証	事 物
甲第13号証	広島地方検察庁宛内容証明郵便
甲第14号証	最高裁判所令和5年(オ)第188号の三行半決定
甲第15号証	広島地方検察庁宛内容証明郵便に対する被害者等通知書

第2. 簡略説明

- 甲第13号証は、令和6年4月30日に広島地方検察庁宛に発した内容証明郵便の写し
- 甲第14号証は、最高裁判所令和5年(オ)第188号の三行半決定の写し
- 甲第15号証は、広島地方検察庁宛内容証明郵便に呼応する被害者等通知書の写し
詳細な説明は必要ないと思料されますが、少し注釈を加えてみます。
2.の最高裁判所令和5年(オ)第188号の三行半決定については理由不備の違法決定である点を指摘しておきます。即ちその実質は「単なる法令違反ないし事実誤認の主張」という「理由擬き」が通常は付されるのですが、本決定にはそれすら無い。
3.の被害者等通知書は大問題です。即ち裁判所のHpでは、刑事事件記録の**閲覧**・**謄写**が許されている。然るに国は、文書提出命令申立書に関する民訴332条の該当号を主張する。**閲覧**・**謄写**が許されている限り、民事訴訟法220条1項**二号**に該当する。

★民事訴訟法第220条（文書提出義務）

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は**閲覧**を求めることができるとき。
- 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

原告 高 野 邦 夫